

地域密着型特別養護老人ホーム 事業者審査基準

| 項目番号 | 審査項目 | 審査基準 | 特養 |
|----------------|-----------|---|-----------|
| 1. 法人の経営状況について | | | 10 |
| 1-1 | 法人の運営実績 | 法人（新設法人にあつては、法人代表者）に介護保険法に定める事業の運営実績が3年以上ある | 1 |
| | | 法人（新設法人にあつては、法人代表者）に介護保険法に定める事業の運営実績がない | ▲0.5 |
| | | 法人設立から1年に満たない（通年の決算実績がない）、又は、新設法人である | ▲0.5 |
| | | 現在法人が運営している介護保険事業の運営指導における、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた事項について、改善策を講じていない | ▲0.5 |
| | | 指定の効力の改善命令、改善勧告（申請をした日の属する年度以前の6年間、申請法人の運営する介護保険法に定める事業）等を受けたことがある | ▲3 |
| | | 指定の効力の全部停止、一部停止（申請をした日の属する年度以前の6年間、申請法人の運営する介護保険法に定める事業）等を受けたことがある | ▲5 |
| 1-2 | 法人の経営状況 | 事業を行うに十分な資産を有している | 0～3 |
| 1-3 | 理事会等での審議 | 事業計画策定に当たり、理事会・評議員会（新設法人においては、設立準備委員会）での審議を経ていない | ▲1 |
| 1-4 | 過去の公募参加状況 | 過去、地域密着型サービス（施設）の開設に際し、改善指導を受けたことがある | ▲5 |
| | | ※ 第6・7期介護保険事業計画に基づく公募において、一定程度の審査基準を満たした計画を提出している（事業採択分を除く。） | 0.5 ×2 |
| 足きり点 | | | 6 |

| 項目番号 | 審査項目 | 審査基準 | 特養 |
|-------------------|------------|--|------|
| 2. 整備計画及び収支計画について | | | 15 |
| 2-1 | 事業の理念・基本方針 | 事業に対する意欲、事業開設に当たっての動機について | 0～3 |
| | | 施設の特徴・理念について | 0～3 |
| 2-2 | 都市計画区域 | 都市計画区域が市街化区域以外である | ▲2 |
| 2-3 | 用途地域 | 用途地域が近隣商業地域・商業地域である | ▲0.5 |
| | | 用途地域が準工業地域・工業地域である | ▲1 |
| 2-4 | 防災上の安全性 | 地すべり、急傾斜地、土砂災害特別警戒区域等の防災上の配慮が必要な土地である（様式1 4-2 建設用地の法規制等（その他の法規制を除く）） | ▲5 |
| 2-5 | インフラの整備状況 | 新たに上水道・下水道、電気、ガス等のインフラ整備が必要な土地である | ▲1 |
| 2-6 | 接道の状況 | 主たる入り口の道路幅員が6m以上である | 1 |
| | | 主たる入り口の道路幅員が4m未満である | ▲1 |
| | | 敷地へは2方向以上からのアクセスが可能である | 1 |
| 2-7 | 交通の利便性 | 最寄駅・バス停から直線距離200m以内で、1日10本以上（平日・10時～16時に出発）便がある | 1 |
| | | 最寄駅・バス停から直線距離400m以内で、1日10本以上（平日・10時～16時に出発）便がある | 0.5 |
| 2-8 | 余裕のある敷地 | 建ぺい率の80%以内の建設計画である | 1 |
| 2-9 | 整備資金計画 | 自己資金比率（自己資金（土地取得関係費・運転準備資金を除く）／総事業費）が30%未満である | ▲1 |
| | | 自己資金比率（自己資金（土地取得関係費・運転準備資金を除く）／総事業費）が20%未満である | ▲2 |
| 2-10 | 建設工事発注予定 | 金沢市内に本社を有する建築業者のみによる入札を予定している | 2 |
| | | 金沢市内に営業所（本店、支店を含む）を有する建築業者による入札を予定している | 1 |

| | | | |
|------|--------|---|----|
| 2-11 | 低所得者対策 | 低所得者に対して社会福祉法人による負担の軽減を実施していない | ▲2 |
| | | 生活保護者又は生活保護に準ずる方（生活保護基準1.2倍以下）を受け入れる予定がある。※具体的な数を記入 | 1 |
| | | 社会福祉法人としての社会貢献として、貧困、生活困窮者等を対象とした住宅の確保、食事提供等の生活支援を実施している。 | 1 |
| 足り点 | | | 11 |

| 項目番号 | 審査項目 | | 審査基準 | 特養 | |
|-------------|------------------------------------|------|--|---|-----|
| 3. 施設内容について | | | | 10 | |
| 3-1 | 建物構造 | | 回廊型バルコニーを設置するなど、入居者の避難に特段の配慮を講じている | 0~2 | |
| | | | 3階以上にユニット又は浴室を設けている | ▲0.5 | |
| | | | 躯体が耐火構造でない | ▲2 | |
| 3-2 | 居室環境 | ユニット | ユニットの独立性が十分に保たれていない | ▲2 | |
| | | 居室 | 居室面積が13.2㎡（内法）以上である | 1 | |
| | | 水周り | トイレ | 居室内にトイレが設けてある | 1 |
| | | | | 居室内にトイレを設けていないが、2居室に1以上、ユニット内に車椅子対応のトイレが1以上、分散配置されている | 0.5 |
| | | | | 居室内にトイレを設けていないが、3居室に1以上設置していない、又は、車椅子対応のトイレがない場合 | ▲1 |
| | | 浴室 | 一般浴槽のほか、入浴に全面的な介助を要する者の入浴に適した特別浴槽を設けている（併設施設と併用している場合は、加点しない） | 1 | |
| | | | すべての浴室が3方向以上の介助に対応した配置となっている | 1 | |
| | | | ユニットごとに浴室が1以上設けてある | 1 | |
| | | 洗面設備 | 居室内に洗面台を設けていない | ▲1 | |
| | | 付帯設備 | 共同生活室 | 共同生活室の床面積が、ユニット定員×3㎡（内法）以上である | 1 |
| 汚物処理室 | 汚物処理室がユニットごとに1以上設けられていない | | ▲1 | | |
| 公共 | 建物内に地域に開かれた専用スペース（パブリックスペース）を設けている | | 1 | | |
| 3-3 | 環境負荷軽減への対応 | | 再生可能エネルギー設備（太陽光発電施設（システム容量3kw以上）・バイオマスストーブ（薪ストーブ及びペレットストーブ）・雨水再利用設備）のいずれかを設置している | 1 | |
| | | | 省エネルギー機器（施設内80%以上の照明機器をLED、ガスヒートポンプ等）や浸透性アスファルト、屋上緑化を設置している | 1 | |
| | | | 足り点 | | |

| 項目番号 | 審査項目 | | 審査基準 | 特養 |
|-----------|------|--|---------------------------------------|-------|
| 4. 職員について | | | | 10 |
| 4-1 | 職員処遇 | | 職員の採用について | 0~3 |
| | | | 職員の資質向上に向けた取り組みについて | 0~3 |
| | | | 職員の定着に対する独自の取り組みについて（職員体制） | 0~4.5 |
| | | | 職員の定着に対する独自の取り組みについて（職場環境） | 0~3 |
| | | | 退職金、住宅手当及び資格取得支援について、いずれも法人として実施していない | ▲1 |

| | | | |
|------|-------------|--|-----|
| 4-2 | 施設長 | 特別養護老人ホームの施設長として5年以上の勤務経験を有している | 1 |
| | | 特別養護老人ホームの施設長として勤務経験を有していない | ▲1 |
| | | 自法人内の職員を施設長の職に充てる | 0.5 |
| | | 金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項に規定する同等以上の能力を有すると認められる者である | ▲1 |
| | | 施設長が未定である | ▲2 |
| 4-3 | 生活相談員 | 生活相談員として5年以上の勤務経験を有している者が1名以上いる | 1 |
| | | すべての生活相談員が特別養護老人ホームの生活相談員としての勤務経験を有していない | ▲1 |
| | | 自法人内の職員を生活相談員の職に充てる | 0.5 |
| | | 金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項に規定する同等以上の能力を有すると認められる者である | ▲1 |
| | | すべての生活相談員が未定である | ▲1 |
| 4-4 | 介護支援専門員 | 有資格者の介護支援専門員として1年以上の常勤勤務経験を有している者が1名以上いる | 1 |
| | | 自法人内の職員を介護支援専門員の職に充てる | 0.5 |
| 4-5 | 看護職員 | 複数名の看護職員を採用する予定である | 1 |
| 4-6 | 従業員の員数 | 看護・介護職員の総数が、ユニットごとの常勤換算方法で、特別養護老人ホームの人員基準の1.5倍以上である | 2 |
| | | 全看護・介護職員に占める常勤看護・介護職員の割合が85%以下である | ▲1 |
| | | 夜間及び深夜について、ユニットごとに1名以上の介護職員又は看護職員を配置している | 1 |
| | | 夜間及び深夜について、すべての職員が非常勤である | ▲1 |
| | | 夜勤専従職員がいる | ▲1 |
| 4-7 | 看護・介護職員の人件費 | 常勤換算職員一人当たり月額平均給与が253,000円以下である | ▲1 |
| 足きり点 | | | 12 |

| 項目番号 | 審査項目 | 審査基準 | 特養 |
|-----------|---------------------|-------------------------------|-------|
| 5. 運営について | | | — |
| 5-1 | サービス提供のあり方 | サービス提供にあたっての基本的な考え方について | 0~3 |
| 5-2 | 虐待防止・身体的拘束防止 | 施設内虐待防止と身体的拘束防止に係る基本的な考え方について | 0~6 |
| 5-3 | 入居者の健康管理、医療ケア、感染症予防 | 健康管理、感染症予防等に係る基本的な考え方について | 0~3 |
| 5-4 | 事故防止・安全管理体制 | 事故防止、安全管理体制に係る基本的な考え方について | 0~3 |
| 5-5 | 非常災害への対応 | 非常災害への対応に係る基本的な考え方について | 0~3 |
| 5-6 | 利用者の意向への対応 | 利用者の意向への対応に係る基本的な考え方について | 0~3 |
| 5-7 | 介護サービスの向上 | 介護サービス向上に係る基本的な考え方について | 0~3 |
| 5-8 | 口腔衛生管理の充実及び栄養改善 | 口腔衛生管理の充実及び栄養改善に係る基本的な考え方について | 0~3 |
| 5-9 | リハビリテーションへの取り組み | リハビリテーションへの取り組みについて | 0~3 |
| 5-10 | 看取り・ターミナルケアへの取り組み | 看取り、ターミナルケアへの取り組みについて | 0~4.5 |
| 5-11 | 入退居への対応 | 入退居に係る基本的な考え方について | 0~3 |
| 5-12 | 認知症への取り組みについて | 認知症のある入居者への取り組みについて | 0~3 |
| 足きり点 | | | 16 |

| 項目番号 | 審査項目 | 審査基準 | 特養 |
|------------------|------|----------------------------------|-----|
| 6. 地域交流・地域貢献について | | | — |
| 6-1 | 地域交流 | 入居者と家族、地域住民との交流に係る基本的な考え方について | 0~3 |
| 6-2 | 地域貢献 | 今後、法人及び施設が行う地域貢献について | 0~3 |
| | | 法人（新設法人にあつては法人代表者）が行ってきた地域貢献について | 0~3 |
| 足きり点 | | | 3 |

足きり点 88

| 項目番号 | 審査項目 | 審査基準 | 特養 |
|---------|------|------|------|
| 7. 総合評価 | | | 0~20 |